

中津川市住宅耐震化促進条例

平成 21 年 3 月 30 日 条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地震による被害を未然に防ぐため、住宅の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進め、もって市民の命を守り生活の安心を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋（市内に所在する一戸建ての家屋であつて、市長が別に定める要件に該当するものに限る。）をいう。
- (2) 住宅の耐震化 住宅の地震に対する安全性の向上を図ることをいう。
- (3) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。

(所有者の責務)

第 3 条 住宅の所有者は、自己の所有する住宅の耐震化について主体的に取り組むよう努めなければならない。

(地域の役割)

第 4 条 自主防災会等地域の自治組織は、その管内の住宅の耐震化を促進するため、地域一体として取り組むものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者（住宅に関連する事業を営む者及びその者が市内において組織する団体に限る。以下同じ。）は、住宅の耐震化の促進について、市、自主防災会等地域の自治組織及び防災関係者と連携して取り組むものとする。

(市の責務)

第 6 条 市は、この条例の目的を達成するため、住宅の耐震化の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、住宅の耐震化の促進に取り組む地域の自主防災会等の組織、ボランティア団体、事業者等に対し、その活動への支援を行うものとする。
- 3 市は、前 2 項の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(勧告)

第7条 市は、地震に対する安全性が確保されていないと認められる住宅の所有者に対し、その安全性を確保するための適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(計画)

第8条 市は、住宅の耐震化の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な計画を策定するものとする。

(啓発の実施)

第9条 市は、住宅の所有者が主体的に自己の所有する住宅の耐震化に取り組むよう住宅の耐震化の必要性その他住宅の耐震化に関する意識の啓発を行うものとする。

(実施体制の整備)

第10条 市は、住宅の耐震化を効果的に促進するため、地域の自主防災会等の組織、住宅の建築に関連する団体、耐震診断に関係する団体及び住宅耐震に関する有識者等による実施体制を整備するものとする。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。